

【件名】

地域包括支援センターの体制及び運営の改善について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

地域包括支援センター（以下、包括センターという。）は、平成18年度に8か所開設し、高齢者の総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、虐待防止の相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援を主な業務として担ってきた。

近年、高齢者の地域生活における課題は多様化・複雑化し、高齢者人口の変化に伴い、対応件数も増加傾向にある。今後、包括センターの体制及び運営の改善を図っていく必要があり、現在検討している対応策について報告する。

1 現状と課題

(1)後期高齢者人口の増加

中野区の高齢者人口は、後期高齢者人口（75歳以上）が前期高齢者（65歳以上74歳未満）人口を上回り、2025年に向けて後期高齢者人口はさらに増加することが見込まれている。

＜中野区の高齢者人口の推移＞ (人)

高齢者人口	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
前期高齢者	31,890	31,696	31,671	30,959	29,377
後期高齢者	36,056	36,238	36,039	36,573	37,599
合計	67,946	67,934	67,710	67,532	66,976

(2)業務量の増加と対応事例の困難度の高まり

高齢者の地域生活における課題は多様化・複雑化し、権利擁護に関する相談や虐待などへも迅速な対応が必要となっている。一方で、疾病や身体的課題に対する受診への支援のみならず、生活支援、金銭管理、家族支援等、日常生活を維持するためによりきめ細やかな対応も必要となっている。

(3)人材確保・人材育成の困難さ

包括センター職員には、一定の実務経験と専門性が求められるが、年度途中の異動や離職も少なくなく、人材育成や職員の経験の蓄積にも課題が生じる懸念がある。

2 今後の対応策

(1)人員体制の見直し

後期高齢者人口や困難ケースの増加に伴い、業務量・業務内容に適したサービスを提供するための体制を確保するため、人員体制の見直しを行う必要がある。

包括センター職員の配置基準を見直すためには、「中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正が必要であり、令和5年第4回定例会において改正案の提案を検討している。これに伴い、人員配置算定の変更が見込まれるため、今年度中に全包括センターの企画提案公募型事業者選定を実施し、令和6年度からの運営事業者を新たに選定する考えである。

(2) マネジメント強化と業務改善

包括センターにおいて、業務の適正化・効率化及びサービスの質を確保するため、ケース管理における共通システムの導入やペーパーレス化など業務改善に取り組んでいく。また、包括センター管理者のマネジメント強化と職員の育成に取り組むとともに、区の基幹型包括支援担当との連携の強化を図っていく。

3 今後の予定

令和5年 11月 条例の一部改正に関する議案の提出

令和5年 12月 包括センター企画提案公募型事業者選定の実施